**令和元年度（2019年度）第３回函館市障がい者計画策定推進委員会　会議録要旨**

* 日時　令和２年（2020年）２月１３日（火）　18時30分から20時30分
* 場所　函館市役所８階　第１会議室
* 出席委員（１０名）

大山委員，河村委員，川村委員，佐藤委員，島委員，相馬委員，西口委員，比森委員，廣畑委員，松田委員，

* 事務局職員

障がい保健福祉課　加藤課長，渡邊主査，瀬戸主査，菅原主査，紙合主事

* 傍聴者

函館新聞社　稲船優香

* 会議内容

１　開会（１８時３０分）

（加藤課長）

　　保健福祉部長から挨拶を申し上げる。

（大泉部長）

　　挨拶

　部長退席

２　協議事項

（１）第５期函館市障がい福祉計画に係るサービス等の進捗状況について

（２）第２次函館市障がい者基本計画における各種事業の主な取組状況について

（３）その他

（佐藤会長）

　　それでは始めに，協議事項（１）について資料１－１「第４期・第５期函館市障がい福祉計画に係るサービス等の進捗状況」を事務局からの説明を願う。

（渡邊主査）

　（資料１－１について」説明。）

（佐藤会長）

資料１－１については質問等が無いようなので，次に資料１－２「第５期函館市障がい福祉計画の成果目標の進捗状況」について事務局からの説明を願う。

（渡邉主査）

　　（資料１－２について」説明。）

（廣畑委員）

　　平成２９年度から現在までの地域生活移行者数の累計，５名はどのような経過で地域移行となったのか，また，現在までの地域生活移行者数は思わしくないが，今後の対策はあるのか。

（渡邉主査）

　　２９年度の２名については，資料の持ち合わせはないが，３０年度は，１名が自宅へ，１名がグループホームへ，元年度は１名が自宅へそれぞれ施設入所から地域生活へ移行している。

現在は，全国的に施設入所者の高齢化や重度化が進み，地域へ移行できる方が少なくなっており，国の目標値も下げているなど，なかなか効果的な対応策は見当たらない状況である。

（佐藤会長）

　　地域生活移行者数の成果目標は，最初の福祉計画からあったもので，最初の頃の移行者数は，結構あったと記憶している。当時はグループホームの建設も多くあり，簡単に地域へ移行できる施設入所者は，既に移行済みで，高齢化や重度化など地域移行が難しい入所者が残っていると考えられる。施設入所者数の減少についても，新しい入居者の分だけ高齢者施設へ移して帳尻を合わせているという話も聞く。いずれにしても難しい時代になってきている。

（渡邉主査）

　　第４期の計画では，地域生活移行者数５５人の目標に対し，結果が１１人となっている。

（佐藤会長）

　　国の示す目標値について，各自治体で達成が可能であるとして出されているのか。

（渡邉主査）

　　地域生活移行者数の第５期計画での国の目標値は，９％以上であったが，本市の実情を踏まえ５．７％としたところであり，それぞれの自治体の実情に応じ目標値を定めている。

（島委員）

地域移行者数の達成率の問題については，地域の受け皿の環境整備が十分でないと感じている。まず，地域の中での障がい者への理解が十分でない。そこを支援する行政における制度的な課題がある。これらに重点をあてて今後計画を進めて行く必要がある。

次に「地域生活支援拠点等の整備」の面的整備について，地域のボトムアップ的な環境整備が重要だという観点から期待している。まず面的整備について詳しく教えていただきたい。また，基幹相談支援センターに配置するコーディネーターも含めた「地域生活支援拠点等の整備」に係る予算的措置についてお聞きしたい。

（渡邉主査）

　　「地域生活支援拠点等の整備」は５期計画を策定する際の国の指針において令和２年度

末までに各市町村に整備するように示されたものであり，「居住支援機能」の他に相談，

緊急時の受入れ・対応，体験の機会・場，専門的人材の確保・育成，地域の体制づくりの

５つの機能により，障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに，地域

生活で生じる障がい者等の緊急事態に対応するものであり，本市では基幹相談支援セン

ターを中心としてコーディネーターを配置し，既存の短期入所事業所やグループホーム，

その他障害福祉サービス事業所でネットワークを組み機能を果たす面的整備という手法

により，函館市，北斗市，七飯町の２市１町で整備する。拠点整備の予算は，コーディネ

ーターの人件費として２市１町で約４百万円予算要求している。

（島委員）

面的整備では，現状でも手が回らないような事業所が多い相談支援事業所にかかる負担が増えると考えられる。このネットワークを広げることで負担が分散され，うまく機能していくような方策を行政が考えなければならない。

（松田委員）

相談支援機能で，事前に登録して緊急時に備えるとしているが，緊急時は登録の有無にかかわらず，明日にでも起こるかもしれない。このネットワークにより親からの緊急時の連絡がスムーズになることを期待する。グループホームを利用した体験の機会・場の提供について，函館はグループホームが不足しているので，施設整備と「地域生活支援拠点等の整備」の同時進行が望ましい。

（廣畑委員）

「地域生活支援拠点等の整備」については，制度が充実してきている中で，隙間がそれぞれにできていて，そこをうまくつなげて面にしていこうという事業だと理解した。

コーディネーター１名配置で４百万の予算であるが，この金額では，大学卒業後数年のものの給与であり，相当の経験と実績が必要であると考えられるこのコーディネーターには，心許ないのではないか。

（河村委員）

　コーディネーターの人選については，福祉制度を熟知し，各事業所にもある程度顔がとおるような方が相応しいと考える。

面的整備については，２市１町にある様々な社会資源により，障がいのある方を地域全体で支えていくもので，各事業所には拠点となる登録をしてもらうことになるが，今後，各法人に説明し協力をお願いする予定である。

大切なのは，コーディネーターが，登録した障がい者についてしっかり把握することで，

　緊急時の対応が適切にスムーズになる様にしていかなければならない。

（佐藤会長）

緊急時の対応については，事前登録が必要であるが，登録が無くても対応が可能な体制にしていただきたい。

（佐藤会長）

次に，協議事項（２）について資料２「第２次函館市障がい者基本計画関連事業の主な取組状況等について」事務局からの説明を願う。

（渡邉主査）

　　（資料２の１ページから３２ページについて」説明。）

（佐藤会長）

障がい者虐待防止支援事業について要援護高齢者・障がい者対策地域協議会が３０年度と今年度の２年続けて開催しないのは問題ではないか。是非開催して，市内の高齢者・障がい者の虐待に関する現状について知らせて欲しい。

障害者相談員については，各団体で活動している方が，高齢化して人材の確保が難しくなっている。

（廣畑委員）

成年後見制度利用支援事業について，３０年度の報酬助成件数が伸びている背景と，

健康手帳の交付，健康教育・健康相談の件数が減少している主な理由，函館地方精神保健協会の会員数の減少の理由についてお聞きしたい。

（菅原主査）

　　成年後見制度利用支援事業の報酬助成件数の増については，制度の普及・啓発により資産の無い方からの申請が多くなっていることと，前年度から引き続き助成する方に加えて新規申請の方に助成しており，件数は毎年増加している状況である。

（渡邉主査）

健康手帳の交付枚数の減少については，２９年度から経費が国・道補助の対象から外れ，それまでの購入残数で交付しており，徐々に件数が減っている。健康教育・健康相談の件数の減少については，市の保健師が実施している件数は減っているが，この他に外部委託している分が有り、合わせるとここ数年変わらない件数になる。

（加藤課長）

　　精神保険協会の会員数の減少については，３０年度に会費の納入状況などにより会員を精査した，実質の状態になったためである。

（佐藤会長）

　　リハビリテーション医療体制の整備について，市内で発達障がいの診断ができる２か所の内，ゆうあい会石川診療所が現在の患者の対応で飽和状態となり，新患の受付をストップしているため，はこだて療育・自立支援センター診療所の新患が１年２ヶ月待ちとなっている。発達障がいの診断をできるのが道南地区で函館だけであるため，事務局からの説明のとおり患者の３割を超える方が函館市以外の方であることも理解するが，現在の医師１名体制が函館市の予算の限度だとしても何とかしなければならない。

成人後に障がいに気付き療育手帳の交付を受ける際の診断は，待っていられない。

（加藤課長）

　　発達障がいの診断の待機期間については，以前から問題になっており，市議会においても状況の改善について意見が出されるなど，この状況は，保健福祉部長も承知している。

　　全国的に児童精神科医が不足している中で，新たに函館に医者を連れてくるというのは，医者の取り合いになってしまう。医者の問題については難しく，この委員会で意見を出されても回答できるものではないが，いろいろなところで声をあげていかなければ解決はもっと先になってしまうと思う

（西口委員）

　　言葉の遅れ等がある子どもの支援の通級指導教室として，函館市では小学校と来年度から中学校にも「ことばの教室」を開設している。他市他町では，小学校にあがる前の子どもを対象とした幼児部の通級指導教室を開設しているところもある。これにより，早期に子どもの対応力を高める支援や保護者への相談支援が可能となる。函館市においても通級指導教室の幼児部の開設を考えて欲しい。

（川村委員）

　　若い２０～３０歳代の発達障がいと診断を受けた方で，学校等でいじめを受け２次障がいで統合失調症などの精神疾患を発症している方もいる。保護者の方は，もっと早く判っていれば何か手立てがあったと後悔している。発達障がいの診断について病院のソーシャルワーカーに相談すると，函館には診断する病院はなく，札幌や東京の専門病院での

　診断を勧められるが，診断を受けるまで２，３ヶ月かかり不自由する。できれば函館に専門医が来て欲しい。

（渡邉主査）

　はこだて療育・自立支援センターで，「幼児言葉の教室ゆうing」という事業を実施しており，就学前のお子さんを対象として，保育士やＳＴやＯＴなどの専門職による支援を実施している。

（西口委員）

　私は，通級指導教室の幼児部を学校に開設して欲しいと考えている。道内では，登別市，室蘭市，道外では山口県，静岡県などで開設している。就学前の幼児期に集団での不適応症状を起こすと，子どもも母親も自信を失い，母親からは笑顔が消え２次障がいを引き起こす。発達に時間がかかったとしても，成長の可能性は十分にあることを母親にも子どもにも感じてもらいたい。そのためには幼児期でのサポートが非常に大事である。

（佐藤会長）

次に，資料２の３３ページから最後まで事務局からの説明を願う。

（渡邉主査）

　　（資料２の３３ページから最後まで説明。）

（河村委員）

新聞報道のあったＮＥＴ１１９について説明して欲しい。

（渡邉主査）

　ＮＥＴ１１９は聴覚等に障がいがあり，音声での１１９番通報ができない方が事前に登録をして，スマートフォン等からインターネットを利用して，全国どこからでも，音声によらない通報ができるサービスである。ＧＰＳ機能で位置情報を通報できる。選択肢をタップするだけ，またはチャット形式で通報できる。などの利点がある。

（廣畑委員）

　市職員への障がいのある人の雇用について，３０年度は１．５人不足しているが，今年度の状況はどうか。障がい者の雇用については，市が率先して実践しなければ，民間は，なかなかついてこない。

ユニバーサルデザインタクシーについて，３０年度は５台導入しているが，全国的にＵＤタクシーの乗車拒否が問題となっている。市内の乗車拒否の状況や，義務化されているＵＤタクシードラバー研修の実施状況を教えて欲しい。

（渡邉主査）

市職員の障がい者雇用率については，３１年度については達成していると聞いる。ＵＤタクシーの件については，持ち帰らせていただいて，次回委員会でお答えしたい。

（廣畑委員）

　　新聞報道では，札幌で運輸局から指導を受けたタクシー会社もあるようなので，函館ではそのようなことが無いように願いたい。

（佐藤会長）

第２次函館市障がい者基本計画については，来年度が計画の中間であるため，後期推進指針を策定することになるので，進捗状況について引き続き議論をしていきたい。

それでは，協議事項（３）のその他について事務局からの説明を願う。

（渡邉主査）

　　（資料３－１について説明。）

（佐藤会長）

　　つづいて，資料３－２について事務局からの説明を願う。

（島委員）

非常に切実な現実が感じ取れる良い内容だ。これを是非活かしていかなければならない使命も感じた。この委員会のみで共有するのではなく，市長に読んで欲しい。全市職員に読んで欲しい。市で策定する他の計画策定に関わる委員にも読んでもらい参考にしてもらい，日本一の福祉の街をめざして欲しい。

（比森委員）

　　資料３－１，問２１の「秘密保持を厳守して欲しい」について，特に難病患者からの回答が多いが，これは事前に秘密を保持して欲しいのか，秘密が漏れているから保持して欲しいのかどちらのことなのか。

（渡邉主査）

アンケート調査での回答なので，本人がどのような状況があっての回答なのかまでは把握できない。

（佐藤会長）

個人情報については，医療機関や相談支援事業所などに関わっている方が情報を漏洩するとはあり得ないと思うが，そのように考えている方は，特に難病患者に多く，そこを理解して対応しなければならない。

（川村委員）

アンケートの難しさ等についての意見が多数あり，今後はわかりやすく，答えやすいものにしていく必要がある。

（佐藤会長）

アンケート内容について，実施までの時間が短かかったなど，十分議論できなかった

この委員会にも反省がある。

（廣畑委員）

自由記載の要望の内，これなら少し工夫すれば行政機関の中でできるものがあったと思うが，それについて聞きたい。また，行政だけではできないものをどうのように政策以外の部分に組み込んでいくのかが当委員会の課題である。

アンケート内容の苦情については，この委員会で回答者の立場に立った内容が作れなかった我々の責任である。次回アンケート調査を実施する際のこの委員会のメンバーが責任を持って，有効で，分かり易く，回答し易い内容に作り上げなければならない。

（渡邉主査）

たとえば「障がい者の公営住宅を増やして欲しい」については，抽選で当たる障がい者の枠を増やすなど，担当部との協議が可能であると思うし，「気軽に相談できる人が自宅を訪問して欲しい」については，本人のニーズを把握できれば，障害者相談員や健康相談等の既存の制度の調整で対応できる可能性がある。

（佐藤会長）

　市の様々な部局に，障がいのある方が地域で安心して生活できる環境をづくりをお願いしていくことが大切であり，それと合わせて地域住民の理解を得ることについては，我々にも責任がある。共生社会の実現については少しずつだが進んでいると感じてが，さらに地域の理解を高めるために頑張らなければと考えている。

今日が委員の任期最後の会議であるが，皆さんの協力のおかげで，この委員会を無事に進めることができたことにお礼を申し上げて，今日の会議を終了する。